

# 平成 27 年度 年次更新

平成 27 年 5 月 21 日、22 日、25 日開催説明会資料  
神奈川県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課資格係

I. 各証等の引き抜き及び発送・郵便について	2
1. 発送スケジュール早見表	2
2. 桁あふれ・外字分、短期証対象者の減額認定証 等 <u>市区町村</u>	2
3. 証の引き抜き <u>広域連合</u>	2
4. 郵送費の負担について	4
5. 被保険者証が返還された人	4
II. 基準収入額適用申請のお知らせ、基準収入額適用通知書	5
1. 処理日程の概要	5
2. お知らせの発送対象者の事前調査	5
3. 基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)および(引抜連番等付与)の出力項目	7
4. お知らせの引抜きと発送	7
5. 郵便差出事務の流れ	8
6. 申請情報の登録(入力)	12
7. 入力結果の確認	13
8. 申請期限後(7月6日から)の申請入力	14
9. 基準収入額適用通知	15
10. 基準収入額適用申請のお知らせ(6月以降の月次)の処理	16
11. 基準収入額適用申請の再認定	16
12. 基準収入額適用申請の却下について	16
13. 参考: 基準収入額適用申請の収入判定、確定申告書の見方	17
III. 被保険者証(年次)と負担区分判定処理	20
1. 被保険者証(年次)の対象者	20
2. 平成 27 年度の所得情報の更新	20
3. 平成 27 年度の負担区分情報の登録、未発行レコードの取り扱い	20
4. バッチ処理による負担区分判定の登録が抑止されている者の登録抑止の解消	23
負担区分判定(年次) 「後期高齢者医療負担区分変更者一覧」	23
負担区分取得チェック(「負担区分判定確認対象者 CSV1 ファイル」のエラー対応)	24
5. 前年度境界層対象者の確認作業 <u>該当市区町村のみNWメール</u>	25
6. 控除対象者の入力	26
7. 最新証が回収済となっている者の証交付履歴の更新	28
8. 同一券面証発行対象者チェック	29
9. 日次証作成中断	30
10. 年次更新対象者のうち7~8月年齢到達者の世帯員がいる者の確認、証の発送	31
11. 被保険者証(年次)印字データ作成、発送	32
12. 引き抜き後に証の発送が必要になった者の確認	33
13. 年次更新証が発行されていない者の確認リスト	33
IV. 限度額適用・標準負担額減額認定証 年次更新	34
1. 減額認定情報(一括発行対象者)の作成	34
2. 長期入院該当者の申請情報の入力(平成 26 年 7 月からの入院分をカウント)	36
3. 減額認定証申請情報の確認	38
4. 減額認定証の印字データ作成、発送	38
5. 証の差し替えが必要となった者や、職権認定が可能となった者	40
6. 参考資料: 厚労省質問票(長期入院該当の算定、1月1日海外居住者の負担区分)	41
V. 年次証更新にかかる窓口受付の注意	43
1. 負担区分証明書の年度の追記について	43
2. 減額認定証の新規申請	43
3. 年次更新対象者の被保険者証再交付申請の対応(7月)	43

**I. 各証等の引き抜き及び発送・郵便について**

**1. 発送スケジュール早見表**

帳票名	発送元	返送先	区分	印字データ作成	引抜調査締切日&引抜きリスト作成処理日*	発送日
基準収入額適用申請書	市区町村	市区町村	普通		-	6/12(金)~6/17(水)
被保険者証(年次)	広域連合	市区町村	書留	7/3(金)	7/9(木)	7/14(火)
減額認定証	広域連合	市区町村	普通	7/9(木)	7/16(木)	7/21(月)
基準収入額適用通知	広域連合	市区町村	普通	7/3(金)	7/14(火)	7/16(木)

※引き抜き調査の期限はすべて12時

**2. 桁あふれ・外字分、短期証対象者の減額認定証等** 市区町村

(1) 外字分、短期証対象者

補記をしたうえで案内文と一緒に封緘し、発送日に市区町村より発送してください。

各証等	桁あふれ・未登録外字分	短期証分
基準収入額適用申請書	6/9 に PDF 還元	-
被保険者証(年次)	7/14までに広域連合から市区町村に郵送	作成対象外
減額認定証	7/13 に PDF 証還元	NWメール還元予定 ※
基準収入額適用通知	7/7に還元するリストを基に作成 ※PDF 通知は作成されません	-

※短期証の状態区分が「交付済」の方の減額認定証は、市区町村より短期証と同時に交付してください。

(2) 引き抜き後、各証や通知の送付が改めて必要となった場合

市区町村より送付をお願いします。

**3. 証の引き抜き** 広域連合

広域連合で、標準システムから還元された処理結果「引き抜きリスト」と、市区町村からの報告「引き抜き調査票」を合わせて、納品された証・適用通知から引き抜きを行います。

(1) 引き抜きリスト(還元物)

<b>「引き抜きリスト作成」 抽出期間</b>	被保険者証 7/6~7/9 減額認定証 7/10~7/16 基準収入額適用通知 ①と⑧ 7/6~7/14、②と③ 6/8~7/14
-----------------------------	---

①資格を喪失した者 *1 基準収入額適用通知は、喪失者の世帯員も併せて引き抜き対象になります。	保険証	減額証	基準適用通知*1
②送付先情報の更新 送付先の適用日に発送日が含まれている場合に限りです。	保険証	減額証	基準適用通知
③被保険者情報に更新があった者	保険証	減額証	基準適用通知
④被保険者証作成(年次)で追加又は更新されたデータ以降に新たな証発行レコードが追加された者	保険証		
⑤発効期日が平成27年8月1日以外の者	保険証		
⑥負担区分相違者		減額証	
⑦短期証・資格証候補者状態区分が「交付済」になっている者		減額証	
⑧負担区分が更新されたもの 負担区分が変わらなくても、更新されただけで引き抜き対象になります		減額証	基準適用通知

★保険証は7/3処理の「同一券面証発行対象者抽出」で抽出された者も引き抜かれます。

(2) 引き抜き調査票 **市区町村—(NW メール)→広域連合**

「引き抜きリスト作成」処理日・ 引抜き調査票提出期限	被保険者証 7/9 12時 減額認定証 7/16 12時 基準収入額適用通知 7/14 12時
-------------------------------	---

「引き抜きリスト作成」処理日（適用通知は「適用通知喪失者抽出」）までに、オンライン入力完了していない（または完了見込みがない）以下の事由に該当する被保険者については、引き抜き対象者調査票を作成してください。なお、引抜き対象者がいない場合も、「引抜き対象者調査票」を提出してください。（パスワードは不要です）。

※基準収入額適用通知書の送付先情報は、基準収入額適用申請のお知らせ作成時点の送付先情報となります。

<b>① 資格喪失</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	<b>基準適用通知</b>
生活保護開始等による被保険者資格の喪失処理が、「引き抜きリスト作成」処理日までに間に合わない場合。			
<b>② 送付先情報の更新</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	<b>基準適用通知</b>
送付先情報の更新が上記処理日に間に合わない場合。ただし、送付先の適用日に <b>発送日</b> を含む場合に限り ります。（注意！送付先情報を削除した場合は、引き抜き対象となりません。終了日を入れてください。）			
<b>③ 被保険者情報に更新があった者</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	<b>基準適用通知</b>
転居や氏名変更等で被保険者情報が更新された場合。（被保険者台帳更新エラーリストを確認し、住所・氏名等の変更があった場合も含む。）			
<b>④ 被保険者証の還元があった者</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	<b>基準適用通知</b>
被保険者証の更新理由を確認し、住所・氏名等の変更があった場合。（日次証作成リストでオンラインより出力した被保険者証があった場合も含む。）			
<b>⑤ 広域内異動連携が未処理で更新保留となっている者</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	<b>基準適用通知</b>
<p>発送日以前の異動日で広域内異動をしている者について、転入前市区町村からは、引き抜き調査票を提出してください。（引き抜き調査票を提出した旨を、転出先の市区町村に連絡してください。）</p> <p>転出先市区町村で広域内異動連携後、被保険者証を発送してください。</p> <p>*転出先市区町村の住基情報に「転出」情報が反映されてかつ、転入先市区町村の住基情報に「転入」情報が反映されることによって、広域内異動連携ができるようになります。</p>			
<b>⑥ 所得照会中のものが存在する者</b>	<b>保険証</b>	<b>減額証</b>	
「引き抜きリスト作成」処理日までに所得情報の入力が間に合わず、世帯内に所得照会中のものが存在するため、一部負担金の割合や負担区分が変更となる可能性があるもの。			
<b>⑦ 負担区分判定</b>	<b>保険証</b>		
負担割合の比較を行い、差異がある場合に証発行履歴を追加します。8月または9月の比較により証発行レコードが追加された場合は、変更前後の券面等を確認のうえ、被保険者証の作成・発送をお願いいたします。6月または7月と比較し、証発行レコードが追加された場合は被保険者証の作成・発送をお願いいたします。			
<b>⑧ 負担区分変更</b>			<b>基準適用通知</b>
負担区分変更者一覧等で確認し、3割（一定上）となる。			

\* 送付先の入力日・有効期間に応じた、証の宛名、引き抜きリスト対応の例（年次被保険者証）

送付先入力日	送付先の「有効期間」	年次証の宛名	引き抜きリスト
7/3	7/3～7/15	送付先	未出力
7/3	7/3～7/14	被保険者住所	未出力
7/6	7/6～未入力	被保険者住所	出力
7/6	7/15～未入力	被保険者住所	未出力

処理名称:送付先情報追加		12345675 中央市				
コウキ タロウ	被保険者番号	34567899	性別	男	生年月日	昭和07年01月27日
後期 太郎	住所	中央県中央市1丁目1番1号				
個人番号	111111111111111111	個人区分	住基	世帯番号	0000000000000001	
<b>送付先情報</b>						
帳票管理区分	資格管理帳票	届出日(*)	4250401	有効期間(*)	4250401	~
氏名カナ(*)	シカタ ハナコ					
氏名(*)	資格 花子					
住所(*)	〒 222 - 1111	都道府県名	東西県	市区町村名	東西市	
	1丁目1番1号					

#### 4. 郵送費の負担について

##### (1) 基準収入額適用申請書[市区町村発送分]

広域連合の差出票様式を用いて差し出したもの・・・ 広域連合が郵送費を負担

\* 区内特別の適用外のもの、封筒の「区内特別」の印字部分を消していただくようお願いいたします。

##### (2) 被保険者証、減額認定証、基準収入適用通知

① 広域連合発送分・・・ 広域連合が郵送費を負担

② エラー分等の市区町村発送分・・・ 市区町村が郵送費の負担。

#### 5. 被保険者証が返還された人

##### (1) 「あてどころに尋ね当たりません」等

所在確認のための通知を出してください。また、標準システムに回収入力をしてください。

##### (2) 「保管期間経過」

再度簡易書留で被保険者証を送付してください。

##### (3) 「受け取り拒否」

本人に状況を確認し、交付する場合には簡易書留で送付してください。

※ 再送した被保険者証が、再度、返戻された場合は所在確認のための通知を出してください。それでもなお連絡が無い場合には不現住調査等の必要性をご判断ください。

## II. 基準収入額適用申請のお知らせ、基準収入額適用通知書

### 1. 処理日程の概要

対象者の確認	6月9日(火)還元 ~ 発送日
発送期間	6月12日(金)納品 ~ 6月17日(水)発送期限 発送期限までに発送してください。なお、通知日は6月17日と印字されます。
申請入力期間	6月18日(木) ~ 7月3日(金) 申請期間は発送日から2週間以上です。(参考:平成20年12月3日発 保高発第1203002号)
搬送便送付	8月7日(金)もしくは14日(金) ※6月と7月の受領分を分け送付書を別々に作成してください。

### 2. お知らせの発送対象者の事前調査

処理名	基準収入額適用申請のお知らせ作成 基準収入額適用申請のお知らせへの所得情報追加ファイル作成
処理日・還元日	6月6日(土)処理 ・ 6月9日(火)還元

(1) 還元ファイルを使って、基準収入金額以内であるか調査してください。

**世帯構成の確認をします。**

世帯にいる被保険者が1人又は複数人か確認します。

1人のみの場合は同世帯に70歳以上の者がいるか確認します。

「基準収入額適用申請のお知らせへの所得情報等付与」ファイルについて

<抽出について>

- ① 被保険者が複数存在する場合、世帯の被保険者の個人番号、氏名、住所、所得情報等を付与
  - ② 被保険者が1名の場合、被保険者と同一世帯の70歳～74歳の者の個人番号、氏名、住所、所得情報等を付与
  - ③ 「外字あり」「外字なし」が世帯内に両方存在する場合、「基準収入額適用申請のお知らせへの所得情報等付与」(外字あり)(外字なし)の両方に記載
- ※ 平成27年7月31日に70歳となる者までをリストに掲載
- ※ 70歳～74歳で過去に障害認定の登録によって被保険者番号を取得し、撤回等で喪失している者は被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日に情報を記載しております。

<所得情報について>

- ① 標準システムで保有する給与収入、年金収入、及びその他の各種所得金額を記載
  - ② 所得金額がマイナスの場合、ファイルでは収入金額を0円として世帯合計金額を計算します。
- ※ 所得がマイナスであっても実際の収入は1円以上なので収入金額の確認が必要です。

**税務主管課で、収入の情報を確定申告書等で確認します。**

世帯が383万円未満、520万円未満のどちらの基準の適用になるか確認します。

被保険者が複数・・・520万円の基準の適用になるか確認します。

(2) 対象者の所得・収入を確認し、発送が不要となる下記の者は**引き抜き対象**としてください。

- 収入額が高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)施行令第7条第3項各号に定める額以上である者

**基準収入額適用申請のお知らせ、基準収入額適用通知書**

- 扶養控除対象者の入力処理を行った結果、市町村住民税課税所得が 145 万円を下回った者

**注意** 扶養控除候補者判定(年次)で「候補者」として登録された被保険者と世帯員月次処理とは異なり、基準収入額適用申請のお知らせと申請書が作成されます。

- 負担区分判定処理日以降（6月8日以降）に送付先が変更になった者や資格を喪失した者
- その他市区町村が必要であると認めた者

**(3) 還元ファイル**

還元ファイル(FTP) ①お知らせ 世帯内重複 ファイル	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	世帯内重複ファイル(外字なし) JKA11M9990001_JKKA1470_3 世帯内重複ファイル(外字あり) JKA11M9990002_JKKA1470_3
「基準収入額適用申請のお知らせ」に出力されている者の世帯に、他の被保険者が存在する場合について、2人目以降の被保険者が出力されたファイルです。		
還元ファイル(FTP) ②お知らせ 一覧	外字等あり 市区町村出力分	桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ) JKA11M00103003_KA90R100
次の条件を満たしたため、基準収入額適用申請のお知らせが作成された者の一覧です。		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 27 年 8 月 1 日時点で資格がある被保険者</li> <li>2. 負担割合が 3 割(一定上)と判定された者のうち、年金収入・給与収入・各種所得の合計金額が基準額(383 万円又は 520 万)未満の者</li> </ol>		
還元ファイル(FTP) ③お知らせ PDF 帳票	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ(外字なし) JKA11M00103001_KA11R001 後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ(桁あふれ・未登録外字) JKA11M00103002_KA11R001
「基準収入額適用申請のお知らせ」PDF ファイルです。 (桁あふれ・未登録外字)・・・印刷して住所・氏名等に補記し、申請書と共に発送してください。		
還元ファイル(FTP) ④申請書 一覧	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	後期高齢者医療基準収入額適用申請書(外字なし) JKA11M00103001_KA11R002 桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療基準収入額適用申請書) JKA11M00103004_KA90R100
お知らせに同封する基準収入額適用申請書が作成された者の一覧です。		
還元ファイル(FTP) ⑤申請書 PDF 帳票	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	後期高齢者医療基準収入額適用申請書(外字なし) JKA11M00103001_KA11R002 後期高齢者医療基準収入額適用申請書(桁あふれ・未登録外字) JKA11M00103002_KA11R002
「基準収入額適用申請書」PDF ファイルです。 (桁あふれ・未登録外字)・・・印刷して住所・氏名等に補記し、お知らせと共に発送してください。		
還元ファイル(FTP) ⑥お知らせ 所得付与・ 認定実績なし	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)(認定実績なし)(外字なし) JKA11M9990001_JKKA1470_1 基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)(認定実績なし)(外字あり) JKA11M9990002_JKKA1470_1
②のお知らせ対象者の一覧に、被保険者の世帯番号・収入・所得情報が付与されています。		
還元ファイル(FTP) ⑦お知らせ 所得付与・ 認定実績あり	外字なし 納品分 外字等あり 市区町村出力分	基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)(認定実績あり)(外字なし) JKA11M9990001_JKKA1470_2 基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)(認定実績あり)(外字あり) JKA11M9990002_JKKA1470_2
②のお知らせ対象者の一覧に、平成 27 年度の基準収入額適用申請の認定情報がある者が出力されており、被保険者の世帯番号・収入・所得情報が付与されています。		

### 3. 基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)および(引抜連番等付与)の出力項目

A～BK 列・・・基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与) (年次) 出力項目

A～BO 列・・・基準収入額適用申請書のお知らせ(世帯・所得情報付与) (年次) 引抜連番等付与

列	項目	列	項目	列	項目
A	被保険者番号	X	被保険者番号(世帯)	AU	先物取引所得額
B	被保険者氏名(漢字)	Y	資格取得年月日(世帯)	AV	未公開株式譲渡所得額
C	宛名郵便番号	Z	資格喪失年月日(世帯)	AW	上場株式譲渡所得額
D	宛名住所1	AA	営業所得額	AX	個人合計金額
E	宛名住所2	AB	農業所得額	AY	世帯合計金額
F	宛名住所3	AC	不動産所得額	AZ	負担区分年度(前年度)
G	宛名住所4	AD	利子所得額	BA	負担区分履歴通番(前年度)
H	宛名住所5	AE	配当所得額	BB	基準収入額申請履歴通番(前年度)
I	負担割合(漢字)	AF	配当証券投資所得額	BC	基準収入額認定区分コード(前年度)
J	世帯年度	AG	外貨建配当所得額	BD	基準収入額世帯構成員通番(前年度)
K	負担割合開始年月日	AH	配当(控除なし)所得額	BE	地方公共団体コード(前年度)
L	世帯地方公共団体コード	AI	その他雑所得額	BF	個人区分コード(前年度)
M	世帯番号	AJ	総合短期譲渡所得額	BG	個人番号(前年度)
N	個人区分コード(世帯)	AK	総合長期譲渡所得額	BH	基準収入額公的年金額(前年度)
O	個人番号(世帯)	AL	一時所得額	BI	基準収入額給与額(前年度)
P	氏名(漢字)(世帯)	AM	給与収入額	BJ	基準収入額年金・給与以外の収入額(前年度)
Q	郵便番号(世帯)	AN	公的年金収入額	BK	基準収入額合計(前年度)
R	現都道府県名(漢字)(世帯)	AO	分離短期譲渡一般所得額	BL	箱番
S	現市町村名(漢字)(世帯)	AP	分離短期譲渡軽減所得額	BM	処理連番
T	現住所(漢字)(世帯)	AQ	分離長期譲渡一般所得額	BN	扶養控除候補者フラグ
U	生年月日(世帯)	AR	分離長期譲渡特定所得額	BO	資格喪失年月日
V	住民年月日(世帯)	AS	分離長期譲渡軽減課所得額		
W	消除年月日(世帯)	AT	山林所得額		

(注意) A Y列「世帯合計金額」は年金・給与以外は所得額を合計した金額です。

### 4. お知らせの引抜きと発送

<b>処理名</b>	<b>基準収入額適用申請のお知らせ 引抜連番等付与</b>
<b>処理日・還元日</b>	6月11日(木)処理 ・ 6月12日(金)還元

「基準収入額適用申請のお知らせ(所得情報付与)」に扶養控除者候補フラグ、資格喪失年月日、引抜連番を付与したファイルです。引抜きにご活用ください。

<b>発送期間</b>	<b>6月12日(金)納品 ～ 6月17日(水)発送期限</b>
-------------	----------------------------------

封緘処理については例年同様、事前に調査したうえで希望のあった市区町村のみ実施し、市町村に納品します。なお、封筒の並び順は郵便番号、被保険者番号で昇順となっています。

事前調査により引抜き対象となった「お知らせ」を引き抜いて、発送期限までに発送してください。

## 5. 郵便差出事務の流れ

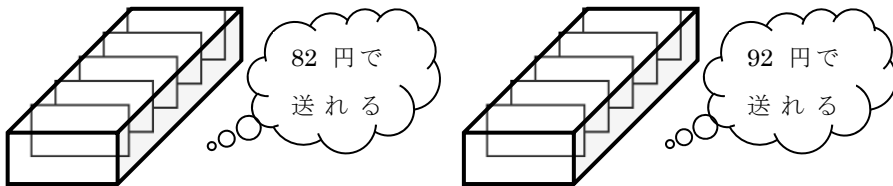
### (1) 後納郵便物等差出票（他局差出）の納品【広域連合→市区町村】

広域連合から、郵便局ごとの「後納郵便物等差出票（他局差出）」を2部、郵送します。郵便局へ差し出す「後納郵便物等差出票（他局差出）」には、広域連合長の押印が必要です。必ず今回郵送する「後納郵便物等差出票（他局差出）」を使用してください。

### (2) 郵便物の種類別仕分け【市区町村】

発送する郵便物を重量別に分けます。

広域連合が納品する基準収入額適用申請のお知らせは、1通82円（1種（定形）、25g以内、普通郵便）となります。市区町村において同封物を増やしたこと等により、重量が変わった場合は、郵便料金別にまとめてください。



また、郵便区内特別郵便物の適用を受けることができるもの（※1）とそうでないもの（※2）とを分けます。

#### （※1）郵便区内特別郵便物の適用を受けることができる場合

以下の条件の全てに該当する場合、今回の差し出しについて、「郵便区内特別郵便物」の適用を受けることができます。

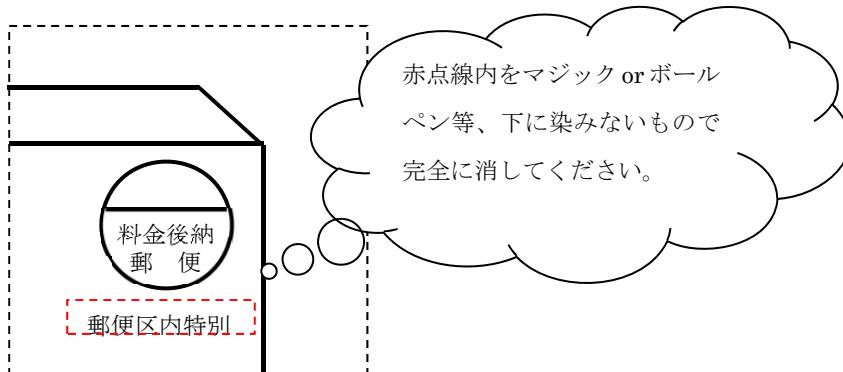
- ① 同一の郵便区内において引き受け及び配達を行う郵便物が100通以上あること。
- ② 形状、重量が同一のものであること。
- ③ 料金後納の表示があること。
- ④ 表面に「郵便区内特別」の文字を明りょうに表示したものであること。

（日本郵便ホームページから抜粋）

区内特別により、25gまでの1通の料金が82円から64円に、50gまでの1通の料金が92円から74円に割引となります（いずれもバーコード付、1,000通未満の場合）。

#### （※2）区内特別外の場合

封筒にある「郵便区内特別」の表示をマジックや修正テープ等で完全に消してください。





### (3) 差出票（2部）への記入【市区町村】

※ 差出票における1通（個）の料金等は郵便区内特別・バーコード付（割引後の金額）と通常分と分かれています。郵便区内特別・バーコード付の割引適用を受けることができる分は、差出票の摘要欄に「区内特別バーコード付」が記載されている行に記入し、郵便区内特別の適用にならない分は、差出票の摘要欄が空欄の行に記入をしてください。計算はそれぞれ差出票に記載されているとおりの金額で行い、記入をしてください。

※別紙1を参照してください。

### (4) 郵便局への差し出し【市区町村→配達局店】

差し出す際、段ボール箱が複数になる市区町村は、総箱数を差出票の余白（どこでも構いません。）に記載してください。また、郵便区内特別分と郵便区内特別でない分は箱を分けるなどして、すぐ区別がつくようにして郵便局に持ち込みをするようにお願いします。

郵便局に差し出す際に必要な添付書類は、「後納郵便物等差出票（他局差出）」2部となります。うち1部は、後日、郵便局から返還されます。また、差出票に訂正が生じた場合の訂正印は、差し出しの際に、立ち会う市区町村職員の印を使用してください。なお、差し出す際に、名札などで職員であることを確認される場合があります。

また、差し出す郵便局が昨年度と変更になっている場合があります。別添の差出局一覧で差し出す郵便局を確認してください。差し出す郵便局が複数ある場合は、「後納郵便物等差出票（他局差出）」の左上に記載されている郵便局名を確認し、使用してください。

### (5) 返還された後納郵便物等差出票の取扱い【配達局店→市区町村→広域連合】

郵便局から返還された後納郵便物等差出票は、6月19日（金）の搬送便にて広域連合へご送付ください。

郵便局から返還された「後納郵便物等差出票」と「後納郵便物等取扱控（お客様用）」をコピーした上、原本を使用済み封筒等に「資格係あて」と明記し、広域連合までご送付ください。コピーは、各市区町村にて保管しておいてください。

### (6) その他

郵便料の請求については、市区町村を経由せず、広域連合に直接行われます。

## 差出票（2部）への記入

(2) で分けた郵便物毎の通数を、該当欄に記入します。

郵便区内特別郵便物の適用を受けるものは、摘要欄に「区内特別」とある欄に記入をします。

例) 郵便区内特別郵便物（25gまで）300通、区内特別外（25gまで）10通の場合

横浜市鶴見区  
鶴見郵便局差出分

後納郵便物等差出票(他局差出)

差出人 神奈川県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 林 文子  
【市区町村発送用】

後納承認局名 川崎東郵便局

ビズカード番号  
必ずこの番号で登録願います! 1001064581-000001-0000000004-000002

日付印

郵便物等の種類	特殊取扱等の種類	重量・サイズ別	地帯等	通(個)数	1通(個)の料金等	合計料金等	
1種(定形)		25gまで		10	82	820	
1種(定形)		25gまで		300	64	19200	区内特別 バーコード付
1種(定形)		50gまで			92		
1種(定形)		50gまで			74		区内特別 バーコード付
		合計		310		20020	

郵便区内特別でない分

郵便区内特別分

市区町村での記載箇所

(7) 平成27年度 基準収入額適用申請 差出局一覧

市区町村名	差出局	市区町村名	差出局
横浜市鶴見区	鶴見郵便局	横須賀市	田浦郵便局
横浜市神奈川区	横浜中央郵便局		横須賀郵便局(長井郵便局含む)
横浜市西区	横浜中央郵便局		久里浜郵便局
横浜市中区	横浜港郵便局		葉山郵便局
横浜市南区	横浜南郵便局	平塚市	平塚郵便局
横浜市保土ヶ谷区	保土ヶ谷郵便局	鎌倉市	大船郵便局
横浜市磯子区	磯子郵便局		鎌倉郵便局
横浜市金沢区	横浜金沢郵便局	藤沢市	藤沢郵便局
横浜市港北区	港北郵便局		藤沢北郵便局
	網島郵便局	小田原市	小田原郵便局
横浜市戸塚区	戸塚郵便局		小田原東郵便局
	横浜泉郵便局	茅ヶ崎市	茅ヶ崎郵便局
横浜市港南区	港南郵便局	逗子市	逗子郵便局
	港南台郵便局	三浦市	久里浜郵便局
横浜市旭区	横浜旭郵便局	秦野市	秦野郵便局
横浜市緑区	緑郵便局	厚木市	厚木郵便局
横浜市瀬谷区	瀬谷郵便局		厚木北郵便局
横浜市栄区	戸塚郵便局	大和市	大和郵便局
	大船郵便局	伊勢原市	伊勢原郵便局
横浜市泉区	横浜泉郵便局	海老名市	海老名郵便局
横浜市青葉区	青葉郵便局	座間市	座間郵便局
横浜市都筑区	都筑郵便局	南足柄市	南足柄郵便局
川崎市川崎区	川崎港郵便局	綾瀬市	綾瀬郵便局
川崎市川崎区大師支所	川崎港郵便局	葉山町	葉山郵便局
川崎市川崎区田島支所	川崎港郵便局	寒川町	寒川郵便局
川崎市幸区	川崎港郵便局	大磯町	二宮郵便局
川崎市中原区	中原郵便局	二宮町	二宮郵便局
川崎市高津区	高津郵便局	中井町	二宮郵便局
川崎市多摩区	登戸郵便局	大井町	松田郵便局
川崎市宮前区	宮前郵便局	松田町	松田郵便局
川崎市麻生区	麻生郵便局	山北町	山北郵便局
相模原市緑区	橋本郵便局	開成町	松田郵便局
相模原市中央区	相模原郵便局	箱根町	小田原郵便局
			小田原東郵便局(箱根宮ノ下)
		真鶴町	湯河原郵便局
		湯河原町	湯河原郵便局
		愛川町	愛川郵便局
		清川村	厚木北郵便局
			秦野郵便局

## 6. 申請情報の登録(入力)

入力期間	6月18日(木) ~ 7月3日(金)
------	--------------------

- 申請のあった被保険者の収入が、基準額未満であることを確認します。
- 7月末までは、負担区分履歴一覧画面の検索年度の初期値が平成26年度となっています。  
検索年度を平成27年度とするよう注意してください。

**最新証が3割の被保険者に申請情報を登録した場合は、未発行レコードを必ず残してください。**

申請情報を登録したことにより、追加された未発行レコードをもとに被保険者証を作成します。  
最新証が3割で負担区分判定(年次)等により判定された平成27年度も一定上(3割)と判定された被保険者は、年次証発行対象者ファイルには含まれていません。

**\* お知らせ発送後に扶養控除対象者の入力を行った者(引き抜きが間に合わなかった被保険者)**

扶養控除による一部負担金判定所得の変更により入力が不要となった旨を、必要に応じて被保険者へ連絡してください。

**\* 基準収入適用申請情報の登録日以降に所得情報が更新された場合**

70歳から74歳までの世帯員、または被保険者本人の所得情報が更新された場合は、基準収入額適用の認定区分は引き継ぎません。負担割合が3割と変更となった場合は、基準収入額適用申請のお知らせ等が再度作成されます。

ただし、世帯内の被保険者が一人である場合であって、被保険者のみの収入が383万円未満であることにより、基準収入額適用区分(一般基)を登録している場合は、70歳から74歳の世帯員の所得情報が更新された場合であっても、認定区分はそのまま引き継がれます。

## 7. 入力結果の確認

処理名	基準収入額入力確認リスト作成
処理日	6月24日(水)、7月1日(水)、7月3日(金)
還元日	6月26日(金)、7月3日(金)、7月7日(火)

### 還元ファイル(FTP) 基準収入額入力確認リスト情報

申請情報が登録された者のリストです。入力に誤りが無いか確認し、誤りがあった場合は訂正して下さい。

申請書が提出された数と基準収入額入力確認リストの登録数が同じか確認してください。

8月の負担区分に一定上の者が存在しないことを確認してください。

\* 所得更正の場合税務所管課にて収入額を確認し、基準収入額未満の場合は、オンラインより基準収入認定登録をしてください。

\* 所得更正以外の場合世帯構成、収入額等を確認し基準収入額適用の要件を満たす場合には確認してください。

収入額の合計が、383万円未満又は520万円未満となっていることを確認します。

\* 誤入力が無いか等を確認してください。

基準収入額却下年月日に日付のあるものが存在した場合は非該当受付報告書を作成していることを確認します。

## 8. 申請期限後(7月6日から)の申請入力

### (1) 基準収入額適用申請書の負担割合の適用日について

7月末までに基準収入額適用申請書が提出された場合は、8月より新たな負担割合を適用いたします。8月1日以降に基準収入額適用申請書が提出された場合は、原則、やむを得ない理由がない限り、申請された翌月1日より新たな負担割合が適用となります。

### (2) 申請入力期限後の処理について

平成26年度の最新証の負担割合に応じて、市区町村で対応が必要です。

	26年度 最新証	27年度 7/3 印字作成	27年度 7/6以降基準収入入力
事例①	1割	3割	1割
事例②	3割	3割	1割

#### 事例① 平成26年度が1割証

被保険者証印字作成の時点で、8月以降の負担割合が最新証と異なるため年次更新証が作成されますが、基準収入適用通知書は作成されません。

被保険者証引抜き対象者調査票を提出するか、または被保険者に3割の被保険者証が届いてしまう旨ご案内ください。市区町村から被保険者へ基準収入額適用通知を作成し、発送していただくか、そのまま1割の被保険者証をご使用いただく旨の説明をお願いします。

#### 事例② 平成26年度が3割証

被保険者証印字作成の時点で、8月以降の負担割合が最新証と同一なので年次更新証が作成されません。未発行レコードがあり、最新証(3割)と券面を比較し、券面に変更がある場合は、夜間バッチ処理で被保険者証が作成され、市区町村に還元されます。確認のうえ、1割証を市町村で印刷・発送してください。

## 9. 基準収入額適用通知

印字データ作成	<b>基準収入額適用通知印字データ作成</b>
	<b>7月3日(金)処理 ・ 7月7日(火)還元</b>
引き抜きリスト 作成 <small>詳細はP.2～3</small>	<b>基準収入額適用通知資格喪失者抽出</b> <b>基準収入額適用通知負担区分・送付先変更者抽出</b>
	適用通知対象者のうち6日～14日に資格喪失、送付先、被保険者履歴等に変更があった者および、負担区分変更者を抽出します。
	<b>7月14日(火)処理 ・ 7月15日(水)還元</b> * 市区町村には喪失者抽出を除いたリストをNWメールで還元します。
引抜き調査票 <small>詳細はP.2～3</small>	<b>7月14日(火) 12時 提出期限</b>
	7月14日までに券面が変更される情報等について、オンライン入力が完了しない被保険者については、NWメールより引抜き調査票の提出が必要です。
発送	<b>7月16日(木)</b> 【通常分：広域連合 差出】 【外字あり、その他：市区町村差出 (P.2 参照)】 「引抜後発送簿」「引抜対象者リスト」は発送日にNWメールで還元します。

### (1) 処理概要

基準収入額適用申請期限までに入力された、最新証が1割であり基準収入額適用申請情報の認定区分が認定と登録されている被保険者（外字・桁あふれ等エラー分を除く）について、「基準収入額適用通知対象ファイル」（以下「適用通知ファイル」という。）を作成します。  
発送は広域連合からとなります。

### (2) 印字データ作成の還元ファイル

還元ファイル (NWメール)	<b>基準収入額適用通知印字データ</b>
基準収入額適用通知が作成される者の一覧ファイルです。	
還元ファイル (NWメール)	<b>基準収入額適用通知印字データ（桁あふれ・未登録外字）</b>
外字・桁あふれ等により基準収入額適用通知書の作成対象とならなかった者の一覧ファイルです。市区町村より基準収入額適用通知を作成、補記し、発送してください。	

### (3) 引抜き対象者

7月6日(月)から7月14日(火)までに、資格喪失した者および、負担区分、送付先、被保険者履歴に変更した者を引抜きリストに抽出し、広域連合で引抜きます。

引抜きリストの対象者以外で、別途引抜きすべき者がいた場合は、引抜き調査票の期限（7月14日(火)12時）までに調査票を広域連合に送信してください。

## 10. 基準収入額適用申請のお知らせ(6月以降の月次)の処理

処理名	負担区分判定(所得把握IF取込、月次、臨時)
処理日	6月12日(金)、6月16日(火)、6月23日(火)、6月26日(金)
還元日	6月16日(火)、6月18日(木)、6月25日(木)、6月30日(火)

還元ファイルはP. 6に記載された年次処理と同じです。

- 6月12日処理以降は平成26年度分と平成27年度分の両年度分を対象としています。
- 負担区分判定(年次)(※6月6日)以前の所得照会・簡易申告書出力処理において、世帯内に申告区分が回答依頼中の者が存在する場合は、負担区分は判定されません。
- 負担区分判定(年次)以後に所得IFやオンライン入力で所得情報を登録した場合は、登録日以降に処理する負担区分判定(月次)等で負担区分が判定されます。
- 扶養控除候補者データベースに「候補者」として登録されている者は、月次処理分においては通常処理と同様に作成抑止がかかります。

## 11. 基準収入額適用申請の再認定

負担割合が3割と判定された者のうち、基準収入額適用申請の認定に係る世帯構成員の変更等の理由により、変更後の世帯構成であらためて基準収入額適用申請を行う場合には、再度基準収入額適用申請書等の提出が必要です。

## 12. 基準収入額適用申請の却下について

### (1) 窓口申請

受付の段階で、収入額が基準額を超えていることが明らかな場合は、受付時に8月以降の負担割合が3割になる旨を伝え、そのうえで申請をされるか再度確認してください。

### (2) 郵送申請

添付書類、申請書の記載内容を確認してください。提出された書類等に不備がない場合は、原則として申請を受理し、その結果を被保険者宛に通知しますが、申請を受理する前に負担割合が3割となる旨を被保険者へ伝え、そのうえで申請をされるかご確認ください。

### (3) 申請を受理した場合の広域連合への関係書類の送付

申請を受理した場合は、広域連合において審査を行います。基準を満たしていない場合は、被保険者に対し「却下通知」を発送します。

※ 「後期高齢者医療被保険者資格に係る非該当受付報告書」を作成し、審査した翌週に関係書類一式とともに搬送便でお送りください。送付の際には広域連合に事前に電話連絡をお願いします。



### 13. 参考：基準収入額適用申請の収入判定、確定申告書の見方

収入の定義	① 年金…源泉徴収額を差引く前の支払総額 ② 事業…必要経費を差引く前の売上額 ③ 資産の譲渡…譲渡価額	}	のことで <u>所得額とは異なります。</u>
-------	--	---	-------------------------

後期高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定により、収入金額とは所得税法第36条第1項に規定される収入金額であり、必要経費や各種控除などを差し引く前の金額となります。(所得金額ではない) 上場株式等の譲渡損失を損益通産又は繰越控除するために確定申告した場合、売却した収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます。所得が0円又はマイナスになる場合でも、収入金額としてはプラスの金額が生じるため、基準額を超える場合は基準収入額適用要件に該当しません。

なお、退職所得に係る収入及び市町村民税の課税対象とならない収入(障害又は遺族年金・恩給・災害弔慰金・雇用保険の給付金などの非課税所得に係る収入)並びに源泉徴収を選択し確定申告に参入していない特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る収入金額については、基準収入額適用申請における収入金額に含まれません。

#### (1) 確定申告書の見方のポイント

- 第一表(1枚目)だけでなく、第二表(2枚目)も必ず確認して下さい。  
第一表(1枚目)が0や未記入でも、一時や総合譲渡等による収入がある場合があります。
- 「一時」「総合譲渡」は第二表の収入金額で判定します。
- 「その他雑」「配当」は第一表と第二表の収入金額に相違がないか確認して下さい。  
相違がある場合は、第二表の収入金額が優先です。(本来であれば、相違無いはずですが、記載に相違があっても修正されないことがあるようです。)

#### (2) ダブルチェック等のお願い

標準システムでは、「年金収入」「給与収入」以外の収入が確認できません。また、所得照会画面からの自動転記や入力した収入の合計金額のエラーチェックも行っていない。  
つまり、基準額を超えている場合でも「認定」で更新がかかってしまいます。

つきましては、「基準収入額適用申請書送付前」、「窓口での申請受付時」、「標準システム入力時」などに、公簿または添付書類による収入金額の確認を必ず行ってください。

税主管課の公簿等による確認により添付書類を省略した場合は、基準収入額適用申請書の余白に「公簿確認済」等の記載をしてください。

事例1：確定申告書A

確定申告書A 第一表（1枚目）

収入金額等	給与	ア	3000000
	公的年金等	イ	700000
	その他	ウ	100000
	配当	エ	
	一時	オ	50000

第一表  
 給与  公的年金  **その他雑**  配当

+

確定申告書A 第二表（2枚目）

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
一時	生命保険金〇〇生命	2000000	1,450,000
雑	原稿料	100,000	1,000

第二表  
 一時  
 \*  **その他雑**  配当 の収入金額の確認

第一表の収入金額等「一時オ」の欄には実収入金額が記載されていません。  
 第二表の「所得の内訳（源泉徴収税額）」欄もしくは「雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項」欄の収入金額で判定をしてください。

「一時オ」・・・「実収入金額（200万円）－収入を得るために支出した金額（145万円）－特別控除額（50万円）＝5万円」が第一表に記載されています。

しかし、第二表により、「一時オ」に係る収入金額は200万円あり、総収入金額等の合計額が570万円となります。よって、事例1は基準収入適用非該当となります。

事例2：確定申告書B

確定申告書B 第一表（1枚目）

収入金額等	事業等	ア	1300000
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	1400000
	公的年金等	キ	
	その他	ク	
	総合譲渡	ケ	600000
	長期	コ	

第一表

ア 営業等、イ 農業 ウ 不動産 エ 利子

オ 配当 カ 給与 キ 公的年金 ク その他雑

+

第二表

ケ 総合譲渡・短期 コ 総合譲渡・長期 カ 一時

\* ク その他雑 オ 配当 の収入金額の確認

確定申告書B 第二表（2枚目）

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
短期譲渡	車両〇〇自動車	2500,000	1,400,000	1,100,000

第一表の収入金額等「総合譲渡・短期ケ」「総合譲渡・長期コ」「一時カ」の欄には実収入金額が記載されていません。

第二表の「所得の内訳（源泉徴収税額）」欄もしくは「雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項」欄の収入金額で判定をしてください。

確定申告書Bとともに、**第三表（分離課税用）**も併せて提出されている方

申告書 第三表（分離課税用）

分離課税	一時所得	シ	
	雑所得	ス	
	長期譲渡	セ	
	特定所得	ソ	
	優遇所得	タ	
	未実現分	チ	
	上場株式	ツ	
	先物取引	テ	
	雑所得	ト	500000
	退職所得	ト	

シ～トは、収入金額欄に記載されている金額で判定をします。

ト 退職所得に係る収入金額は判定対象外です。

- 第一表に書かれている「一時」  
【実収入金額】－【収入を得るために支出した金額】－【特別控除額(50万円 or 差引金額\*)】
- 第一表に書かれている確定申告書Bの「総合譲渡・短期ケ」  
【実収入金額(譲渡額)】－【取得費等】－【特別控除額(50万円 or 差引金額\*)】
- 第一表に書かれている確定申告書Bの「総合譲渡・長期コ」  
【実収入金額(譲渡額)】－【取得費等】－【特別控除額(50万円-短期譲渡の特別控除額 or 差引金額\*)】

\*差引金額・・・申告書2枚目の～所得に関する事項の表、一番右

### III. 被保険者証（年次）と負担区分判定処理

年次証発行対象者ファイルや未発行レコードを元に、最新証と平成 27 年 8 月以降の負担割合が変更となる被保険者証を発行し、送付します。

#### 1. 被保険者証（年次）の対象者

**(1) 「年次証発行対象者ファイル」に追加された者**  
 追加される被保険者は以下のいずれかの条件にあてはまる者です。

① **最新証が被保険者証（一般証）\*1 で、6 月の負担区分判定（バッチ処理）で判定した負担割合と取得した最新証の負担割合が異なる場合。\*2**  
 平成 27 年 8 月 1 日時点で資格を有するが、証発行管理データベースに被保険者証の履歴が存在しない。

**(2) 証交付履歴に「未発行レコード（カラの証発行履歴）」が存在し、オンライン処理で判定した負担割合と取得した最新証の負担割合が異なる場合。**

\*1 短期証の発行対象者について  
 短期証の対象者及び短期証の候補者状態区分が「交付予告対象候補（10）」～「交付保留（70）」の被保険者については、被保険者証の作成対象とならず後期高齢者医療被保険者証出力対象外リストで還元されます。

\*2 比較する最新証の時点は負担区分判定の処理日時点です。

<言葉について>

「バッチ処理」・・・システムによる処理。基本的に昼間に入力したものを処理日の夜間（まれに昼間）に処理し、翌日の端末に反映させています。  
 「オンライン」・・・標準システムの端末に直接入力すること。  
 「未発行レコード」・・・被保険者証交付一覧画面の証交付履歴にできた、文字が入っていないカラの証発行履歴

#### 2. 平成 27 年度の所得情報の更新

<b>所得 IF（年次）</b>	<b>処理日 6月4日（木）</b>	<b>還元日 6月8日（月）</b>
------------------	--------------------	--------------------

所得情報 DB を更新します。  
 所得情報データベースの複写元個人番号情報があり、複写先に情報が存在する場合は所得情報 DB の更新対象とはなりません。

\* 所得 IF（年次）以前に 27 年度の所得情報の入力はしないでください。

<b>所得照会年次</b>	<b>処理日 6月5日（金）</b>	<b>還元日 6月9日（火）</b>
---------------	--------------------	--------------------

平成 27 年度の所得照会・簡易申告書を作成します。

#### 3. 平成 27 年度の負担区分情報の登録、未発行レコードの取り扱い

<b>★「年次証発行対象者ファイル」に追加される負担区分判定</b>	<b>負担区分判定（年次）、6 月の（所得把握 IF 取込）（月次）（臨時）</b>
	処理日： 6月6日（土）、6月 12 日（金）、6月 16 日（火）、 6月 23 日（火）、 <b>6月 26 日（金）</b> 還元日： 6月9日（火）、6月 16 日（火）、6月 18 日（木）、 6月 25 日（木）、6月 30 日（火）

・新年度の負担区分を判定して登録します

(1) 負担区分の登録時期に応じた年次更新証の対応

<p><b>6/26(金)</b> 負担区分判定(臨時)まで</p>	<p><b>広域連合からの発送対象。</b> (年次証発行対象者ファイル※に追加されます。) ※「年次証発行対象者ファイル」は負担区分判定(年次)処理で作成されます。 6月の負担区分判定(月次)処理等のバッチ処理でも更新されますが、オンラインで負担区分判定を行った場合や、基準収入の入力により負担区分が変更となった場合等は更新されません。</p>
<p><b>6/29(月)~7/3(金)</b> 印字データ作成前 (日次証作成中断期間)</p>	<p><b>27年度の負担区分をオンラインで登録し、未発行レコードを残しておくことにより、広域連合からの発送対象となります。</b></p>
<p><b>7/6(月)から</b></p>	<p><b>負担区分登録、証作成、発送を市区町村で行ってください。</b> 7月の負担区分判定(所得把握IF取込)、(月次)により8月以降の負担割合が変更となった被保険者は、PDF証が還元されますので、市区町村からの証発送してください。</p>

(2) 未発行レコードが作成されたが、年次更新の対象としない被保険者の証発行履歴

未発行レコードを更新した際に作成された証が最新証となります。これまで最新証だった証に同日回収入力をします。

オンラインで負担区分判定を行った場合や、基準収入の入力をすると、未発行レコードが追加されます。



最新証と比較し券面に変更が無い場合は、日次処理や負担区分判定等の被保険者証作成処理で「負担区分未入力ファイル」が出力されます。

\*負担区分未入力CSVファイルは、負担区分が未登録の場合にも出力されます。  
\*負担区分未入力CSVファイルは、日次証作成中断期間中は出力されません。  
(未発行レコードが作成された者等を日次証作成リストとして出力します)

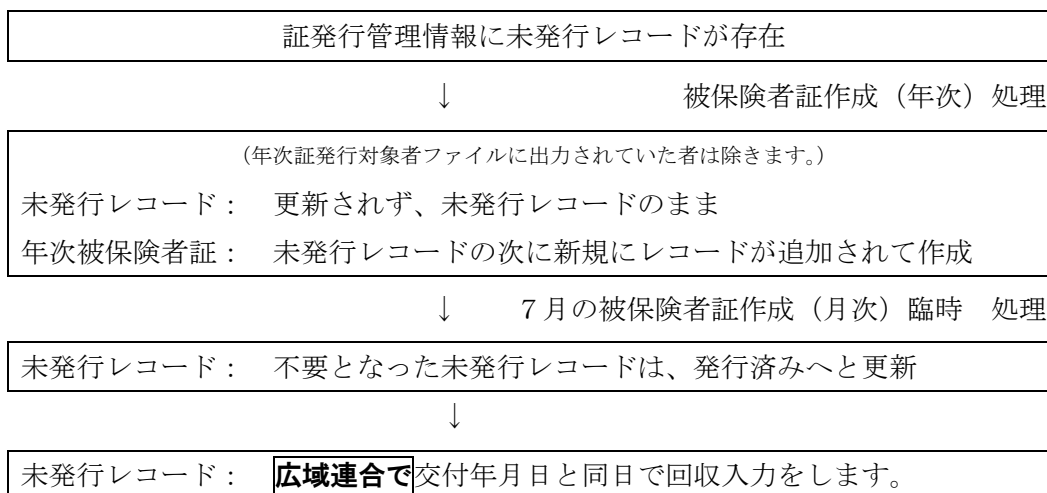
翌々月以降の負担割合に変更が無いこと等を確認のうえ、未発行レコードを「最新証と同じ券面」で入力し、発行済みに更新してください。



これまで最新証だった証発行レコードは、**市区町村で**必ず証交付年月日と同日で回収入力をしてください。

(3) 未発行レコードを残しておくことによって、年次更新の対象者とした被保険者の証発行履歴

未発行レコードが存在する被保険者で、被保険者証作成（年次）で被保険者証が作成され、7月の被保険者証作成（月次）臨時で未発行レコードが発行済みへと更新された被保険者には、広域連合で回収入力を行います。



#### 4. バッチ処理による負担区分判定の登録が抑止されている者の 登録抑止の解消

##### (1) 同一世帯に前照回答依頼中の世帯構成員が存在する被保険者への対応

バッチの負担区分判定処理では、負担区分の登録が抑止され、負担区分判定ができません。前照回答依頼中の状態を解消するよう努めてください。

- ・「申告不明者」欄に『中』と表示されている者（還元ファイル①：変更者一覧）
- ・「エラー内容」欄に『前照回答依頼中です。』が表示されている者（還元ファイル③：未登録者一覧）

#### 登録が抑止された者の確認

##### 負担区分判定（年次） 「後期高齢者医療負担区分変更者一覧」

還元ファイル ①(FTP)	後期高齢者医療負担区分変更者一覧	JKA13Y00107001_KA13R011
還元ファイル ②(FTP)	後期高齢者医療負担区分変更者一覧未登録分	JKA13Y00107002_KA13R011
還元ファイル ③(FTP)	後期高齢者医療負担区分判定結果未登録者一覧	JKA13Y00107001_KA13R014

負担区分判定（年次）処理により、負担区分が判定された者の情報を確認するためのリストです。

##### ▼ 6/26 までに状態が解消された場合・・・

負担区分判定によって年次証発行対象者ファイルに追加されます。

##### ▼ 6/26 にまでに解消できなかった場合・・・

所得把握後、速やかにオンラインより負担区分の判定を行ってください。判定の結果、最新証と8月以降の負担区分が異なる被保険者については、未発行レコードが作成されていますが、その未発行レコードについては処理せず残したままにしてください。

なお、オンラインの「負担区分登録」画面で負担区分の登録を行うと、世帯構成員全員の負担区分判定結果の登録抑止が解除されます。

(2) 個人異動情報取込処理等の整合性エラー

個人異動情報取込処理等の整合性エラーがあると、バッチの負担区分判定処理では、負担区分の登録が抑止されます。「住基修正」画面でエラーの修正を行うと、対象者の負担区分判定結果の登録抑止が解除できます。なお、エラーを修正せずに住基情報をカラ更新した場合も、登録抑止が解除されます。

登録が抑止された者の確認

負担区分取得チェック(「負担区分判定確認対象者 CSV1 ファイル」のエラー対応)

<b>負担区分の登録 の確認</b>	<b>負担区分取得チェック(臨時)</b> 処理日： 6月8日(月)、 6月 18 日(木)、 6月 26 日(金) 還元日： 6月 10 日(水)、6月 22 日(月)、 6月 30 日(火)
------------------------	---

通常は広域連合のみ還元となっていますが、年次処理のみ市町村にNWメールで還元し、修正を依頼しています。住基住登外・被保険者情報の整合性を確認することが主目的ですが、所得情報や負担区分判定対象情報のエラーによっても出力します。所得情報のエラーが出力される「負担区分判定変更者一覧未登録分」と重複する被保険者がいます。

出力対象となる対象範囲が広い、「負担区分世帯番号情報が取得できません」の事由が頻出します。個人情報（住基情報）等をよく確認してください。エラー修正箇所を特定できなかった被保険者については、負担区分判定（臨時）の前に、個別でオンラインによる負担区分判定の登録に行うことで対応してください。

過去の年度を更新したら最新の年度まで負担区分を登録(更新)してください。負担区分判定(年次)以降は、平成 27 年度まで負担区分を登録してください。(年次更新処理の時期以外も同様です。)

還元ファイル (NWメール)	<b>負担区分判定確認対象者 CSV1 ファイル</b>
負担区分判定(年次)処理で負担区分が正しく判定できなかった被保険者を抽出します。エラーメッセージに応じて個人情報（住基等の情報）を修正し、負担区分判定を実施してください。	

<b>事由</b>	<b>負担区分が空白です。</b>
<b>対応</b>	<p>基準月の負担区分が登録されていない者です。</p> <p>「住基履歴一覧」画面を確認し、消除日等に誤りがある場合は修正してください。</p> <p>なお、転入通知により消除年月日が未来月に変更された場合で負担区分判定(月次、臨時)処理の判定対象者となっているときは対応不要です。</p>
<b>事由</b>	<b>個人情報の世帯番号と負担区分世帯番号に相違があります。</b>
<b>対応</b>	<p>個人情報の登録順の誤りや資格取得した月の世帯異動又は被保険者履歴の修正等により負担区分判定年月日又は判定対象異動年月日に誤りがある者です。</p> <p>個人情報の登録順、「負担区分履歴一覧」画面の判定年月日時点の世帯に誤りがないか確認してください。個人情報の登録順に誤りがある場合は、「住基修正」画面等で履歴の追加・修正等を行ってください。</p> <p>なお、世帯番号の変更が伴う異動があった場合で、負担区分判定（月次、臨時）処理の判定対象者となっているときは対応不要です。</p>



事由	被保険者の個人情報が存在しないか、資格喪失せずに削除されています。
対応	<p>1) 被保険者資格を有していた期間の個人情報が存在しない</p> <p>2) 被保険者資格を喪失していないが個人情報が削除されている者</p> <p>「住基履歴一覧」画面等より、住基履歴の修正又は「資格喪失」画面より被保険者資格の喪失処理を行ってください。なお、年齢到達前に削除等となったことにより、資格取得年月日と同日で資格喪失しているときは対応不要です。</p>
事由	負担区分世帯番号情報が取得できません。
対応	<p>① 所得情報は入力されているか</p> <p>② 個人情報… 住基情報に整合性エラーは出ていないか。履歴通番どおりの日付の順序になっているか。世帯番号・登録削除に不整合は無いかな。</p> <p>③ 被保険者情報… 履歴通番どおりの日付の順序になっているか、日付に矛盾はないか。→修正が必要な場合は広域連合に連絡してください。</p> <p>④ 負担区分判定対象情報・負担区分世帯番号情報に表示されている世帯番号と基準日に矛盾はないか。→修正が必要な場合は広域連合に連絡してください。</p>
事由	被保険者情報に誤りがあります。
対応	<p>1) 個人情報の削除年月日と被保険者資格の資格喪失年月日が異なっている者</p> <p>2) 個人情報の住民年月日と被保険者履歴の異動年月日等が異なっている者</p> <p>「住基履歴一覧」画面等より、住基履歴の修正又は「資格回復」、「資格喪失」の順に操作し資格喪失年月日を修正してください。なお、年齢到達前に削除等となったことにより、資格取得年月日と同日で資格喪失しているときは対応不要です。</p>
事由	被保険者世代通番と負担区分被保険者世代通番に相違があります。
対応	<p>被保険者資格の再取得、負担区分が登録されていない者です。</p> <p>なお、負担区分判定(月次、臨時)処理の判定対象者となっているときは対応不要です。</p>
事由	負担区分根拠情報または負担区分管理情報が取得できません。
対応	<p>1) 世帯内に県外転入者等がいるため、平成 27 年 8 月以降の負担区分が取得できない者</p> <p>2) 広域内異動をしているが、被保険者情報が引き継がれていない者</p> <p>→2) の場合は転出先市区町村に被保険者情報の引き継ぎを依頼してください。</p>

## 5. 前年度境界層対象者の確認作業 該当市区町村のみNWメール

**特定負担区分対象者情報**      処理日 6月4日(木) ・ 還元日 6月8日(月)

処理日時時点で 26 年度の負担区分に境界層の区分が入力されている方を抽出します。

平成 26 年度に境界層該当の入力がされている方について、平成 27 年度も引き続き境界層に該当しているか生活保護担当者に確認してください。老人福祉年金受給者であった者は、受給権の確認も行ってください。確認できた者については、7/3までにオンラインより平成 27 年度の負担区分を修正してください。

負担区分コード 12 : 「低所得 I (老福)」

負担区分コード 14 : 「低所得 I (要保護者)」

負担区分コード 23 : 「低所得 II (要保護者)」

## 6. 控除対象者の入力

候補者の抽出	<b>控除対象者候補者判定(年次)</b> 処理日 6月6日(土) ・ 還元日 6月9日(火)
入力の確認	<b>扶養控除候補者情報登録者リスト作成(臨時)</b>
	処理日: 6月17日、6月24日、7月8日 <b>還元日: 6月19日、6月26日、7月10日</b>
	負担区分判定(年次)で扶養控除候補者として出力されたが、入力が済んでいない被保険者を確認リストとして出力します。

- ①～③の条件をすべて満たす被保険者を扶養控除候補者リストに出力します。  
 内容確認のうえ、所得入力画面から入力処理を行ってください。

### 扶養控除「候補者」

- ① 負担区分判定で平成27年度の負担割合が3割（一定上）となった被保険者
- ② 平成26年12月31日時点で世帯主
- ③ 19歳未満（生年月日が平成8年1月2日～平成27年1月1日）で合計所得が38万円以下の者が同一世帯に存在

### (1) 「控除対象者候補者判定（年次）」の還元物

還元ファイル(FTP)	後期高齢者医療扶養控除候補者リスト（扶養控除候補者情報新規登録）
①扶養控除	JKA25Y00101001_KA25R010
控除対象者を有する候補者として抽出された被保険者の情報を確認するリストです。該当する被保険者は、扶養控除候補者情報データベースに『候補者』として登録されます。	
還元ファイル(FTP)	後期高齢者医療扶養控除候補者リスト（扶養控除候補者情報登録済）
②扶養控除	JKA25Y00101002_KA25R010
すでに扶養控除候補者データベースに登録されているため、改めて『候補者』として抽出されなかった被保険者の情報を確認するリストです。該当する被保険者の扶養控除候補者データベースの情報は、更新されません。	
※（個人情報不明）が還元される場合もあります。	

### (2) 「扶養控除候補者情報登録者リスト作成（臨時）」の還元物

還元ファイル(FTP)	後期高齢者医療扶養控除候補者リスト（扶養控除候補者情報新規登録）
①扶養控除	JKA25Y00101001_KA25R010
控除対象者を有する候補者として抽出された被保険者の情報を確認するリストです。該当する被保険者は、扶養控除候補者情報データベースに『候補者』として登録されます。	

### (3) 通常の月次処理との違い

年次更新処理では、例外として、扶養控除候補者となった被保険者も被保険者証作成・基準収入額適用申請書作成対象となります。（通常処理では候補者のままだと、被保険者証作成・基準収入額適用申請書作成が抑止されています。）

(4) 入力方法（資格事務マニュアル抜粋）

- ① 「保険料賦課メニュー」画面の **所得入力** ボタンを押す。

保険料賦課メニュー 12345675 中央市

コウキ タロウ 被保険者番号 34567899 性別 男 生年月日 昭和07年01月27日 引継ぎ

後期 太郎 住所 中央県中央市1丁目1番1号

相当年度 平成26年度

更新系

保険料即時更正 所得入力 保険料減免申請 試算設定入力

保険料減免申請一覧 市区町村別保険料額変更

処理名称: 所得入力 12345675 中央市

コウキ タロウ 被保険者番号 34567899 性別 男 生年月日 昭和07年01月27日 個人検索

後期 太郎 住所 中央県中央市1丁目1番1号

相当年度 平成26年度 地方公共団体コード 123456 個人番号 111111111111111111 個人区分 住基

氏名 後期 太郎 性別 男 生年月日 昭和07年01月27日

所得情報 (1 / 2 頁) 総合 分類 請求 修正

	確認欄	入力欄	確認欄	入力欄
旧ただし書所得 <input checked="" type="checkbox"/>	1,500,000	1,500,000	減額対象所得 <input checked="" type="checkbox"/>	1,680,000
一部負担割合判定所得 <input checked="" type="checkbox"/>	860,000	860,000	低I低II判定所得 <input checked="" type="checkbox"/>	2,380,000

所得種類 年金 年金 課税非課税区分 課税

申告 住民税申告 住民税申告 住民税課税標準額 860,000

経過措置区分 非該当 非該当 扶養控除対象 ~15 ~18

総合 1 冊

項目	確認欄	入力欄	項目	確認欄	入力欄
公的年金収入額	3,030,000	3,030,000	公的年金所得額	1,830,000	1,830,000
給与収入額	0	0	給与所得額	0	0
給与専従者収入額	0	0	農業所得額	0	0
営業所得額	0	0	不動産所得額	0	0
専従者給与(控除)額	0	0	利子所得額	0	0
配当所得額	0	0	配当証券投資所得額	0	0

前頁 次頁 申告書 即時更正 複写 確認

- ② 「所得入力」画面で、1~3の欄に次頁に掲げる被保険者の状態に応じ、次のとおり入力後、**確認** ボタンを押し、入力内容を確認してから **更新** ボタンを押してください。
- ※ 誤った情報で更新してしまった場合は「所得入力」画面から再度修正入力してください。

入力項目	1	2 扶養控除対象項目	3
前年12月31日時点で世帯主であり、同一の世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の世帯員が存在し、控除後の額が145万円未満の場合	一部負担金判定所得を調整控除後(*)の金額に変更しチェックボックスにチェックを入れる。	「対象者」を選択	16歳未満及び16歳以上19歳未満の「人数」を入力
前年12月31日時点で世帯主であり、同一の世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の世帯員が存在し、控除後の額が145万円以上の場合	入力不要	「対象外」を選択	「0」を入力
前年12月31日時点で世帯主でない又は同一の世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の世帯構成員が存在しない場合	入力不要	「スペース」を選択	「0」を入力

\*控除額 16歳未満・・・33万円、16歳以上19歳未満・・・12万円

## 7. 最新証が回収済となっている者の証交付履歴の更新

**最新証回収済対象者抽出**      処理日 6月8日(月) ・ 還元日 6月10日(水)  
7月3日(金)までに対応

最新証が回収済みとなっている者のリストを確認し、正しい被保険者証が最新証となるよう、証交付履歴を更新してください。

### 確認・対応手順

- ① 最新証回収済対象者リストを確認します。
- ② 被保険者証交付一覧照会画面より実際に現在被保険者が持っている被保険者証を選択し、「印刷ボタン」を押下します。  
※ 交付事由は再交付以外を選択
- ③ 被保険者証交付一覧に履歴が追加されます。印刷した被保険者証の履歴が2つになっているので下の履歴に交付年月日と同日で回収年月日を入力します。

### 最新証とは

標準システムで更新した日付が最新のものです。

例えば、印刷ボタンを押した日時が一番新しい被保険者証が最新証となります。また、バッチ処理であれば被保険者証作成の処理が直近のものとなります。よって、回収入力済みや、有効期限が切れている場合であっても更新した日時が最新であれば、システム上最新証との認識になります。

### 「年次証発行対象者ファイル」に漏れなく対象者を追加するために

「年次証発行対象者ファイル」は、8月末時点の最新証（回収・未回収問わず）と負担区分判定（年次、月次、臨時）で判定した割合が異なる者が対象となり、作成、追加されていきます。被保険者証作成（年次）は、年次証発行対象者ファイルに存在するもの等が対象となりますので、被保険者が実際に持っている被保険者証の券面に変更が無い場合でも最新証と比較して被保険者証が作成されてしまいます。

還元ファイル(FTP) **最新証回収済対象者リスト**      JKA14M9990001\_JKKA600\_kaisyu\_sumi

最新証が回収済となっている被保険者を抽出します。

## 8. 同一券面証発行対象者チェック

被保険者が保持している被保険者証と同一券面の被保険者証が日時処理で作成されたため、日次証を送付せず引き抜きの対象とすべき被保険者を抽出します。リストを参照して、未発行レコードの有無を確認した上、証の引き抜きを行ってください。

この処理は通常時の被保険者証夜間作成処理と同時に行われているものと同じです。

### 確認・対応手順

- ① 同一券面对象者リストを確認します。
- ② 被保険者証交付一覧照会画面より未発行レコードが追加されていることを確認します。
- ③ 被保険者証交付最新履歴の被保険者証の券面に括弧書きで記載があり、8月より負担割合が変更となる場合は、証を送付しない場合でも追加された履歴は7月1日以降に回収年月日を入力します。

※未発行レコードは更新しないでください。更新すると基準収入額適用申請によって負担区分が変更となり、被保険者証が発行されるべき者が作成されなくなる可能性があります。

還元ファイル(FTP) 同一券面証発行対象者 JKA14M9990001\_JKKA590\_doiutsu

被保険者証作成処理で還元しているファイルです。

現在の被保険者証の一部負担金の割合欄に括弧書きで表記がされている者の被保険者証が被保険者証作成処理で新たに作成され、日次証が還元されている者のリストです。リストを確認し、未発行レコードの有無、証の引き抜き等を行ってください。

項番	出力項目名
A	同一券面証発行対象者リスト (全保険者一括)
	(中略)
P	証発行有効期限年月日
Q	証発行交付年月日
R	被保険者資格取得年月日
S	証発行発効年月日
T	負担区分
U	システム日付
V	最新証. 証発行履歴通番
W	旧証情報. 証発行履歴通番
X	旧証情報. 証発行年月日
Y	旧証情報. 証発行交付年月日
Z	旧証情報. 証発行負担区分割合
AA	旧証情報. 証発行負担区分割合 (漢字)
AB	旧証情報. 証発行発効期日年月日
AC	旧証情報. 証発行有効期限年月日

9. 日次証作成中断

<b>日次証作成 中断期間</b>	<b>6月29日(月)~7月3日(金)</b> 日次で作成される被保険者証の処理が中断し、PDFの還元がなくなります。
<b>日次証作成リスト</b>	<p><b>日次証作成リスト作成</b>                  処理日：6月29日(月)、7月1日(水)、7月3日(金)  <b>還元日：6月30日(火)、7月2日(木)、7月6日(月)</b></p> <p>被保険者証の日次証作成中断期間に、住所変更等により被保険者証の作成が必要となる者のリストです。リストを確認し、対象者の被保険者証を作成してください。</p>

(1) 日次証作成リスト

還元ファイル(FTP)	<b>日次証作成リスト情報（被保険者証）</b> JKA14M9990001_JKKA460_Hihokensha
	<b>日次証作成リスト情報（短期・資格証）</b> JKA14M9990001_JKKA460_TankiShikaku

被保険者証作成処理を停止している期間に、証発行履歴が追加・更新、または未発行レコードが追加された者を確認するリストです。

交付している被保険者証の表記（一部負担金の割合を除く）が変更となっている場合は、「被保険者証交付」画面より被保険者証を作成してください。

「日次証作成リスト情報（短期・資格証）」には短期証交付予定者又は交付している者が抽出されます。

(2) 日次証作成リストの出力項目、被保険者異動事由コード

項番	出力項目名	被保険者後期高齢異動事由コード					
A	被保険者番号	001	転入	資格取得事由	106	世帯職権修正	
B	証発行種別コード	002	年齢到達	資格取得事由	107	個人職権修正	
C	証発行履歴通番	003	転出取消	資格取得事由	108	広域内転出	
D	証発行年月日	004	職権記載	資格取得事由	109	広域内転入	
E	証発行交付年月日	005	回復	資格取得事由	151	住所・氏名変更	
F	証発行交付事由コード	006	その他取得	資格取得事由	152	帰化（資格変更）	
G	証発行保険者番号	009	仮登録	資格取得事由	153	住所地特例適用	
H	証発行氏名（漢字）	051	証交付申請	資格取得事由	154	住所地特例変更	
I	証発行負担区分コード	052	適用除外解除	資格取得事由	155	住所地特例解除	
J	証発行負担区分割合	053	入国	資格取得事由	156	職権変更	
K	証発行負担区分割合（漢字）	054	職権取得	資格取得事由	157	住所地特例適用取下	
L	証発行発効期日年月日	055	帰化（資格取得）	資格取得事由	201	転入通知	
M	証発効有効期限年月日	056	職権回復	資格取得事由	202	死亡	資格喪失事由
N	証発行回収区分コード	057	保険者変更	資格取得事由	203	国籍喪失	資格喪失事由
O	回収年月日	058	障害認定	資格取得事由	204	失踪	資格喪失事由
P	登録年月日	059	障害認定仮登録	資格取得事由	205	職権消除	資格喪失事由
Q	登録時刻	060	生活保護受給終了	資格取得事由	209	転出	資格喪失事由
R	更新年月日	101	転居		252	出国	資格喪失事由
S	更新時刻	102	世帯項目修正		253	その他喪失	資格喪失事由
T	登録区分	103	個人項目修正		254	適用除外	資格喪失事由
U	候補者証発行種別コード	104	区間異動		255	職権喪失	資格喪失事由
V	候補者状態区分コード	105	広域内異動		260	生活保護受給開始	資格喪失事由
W	被保険者後期高齢異動事由コード				261	障害認定撤回	資格喪失事由
X	被保険者異動年月日						

## 10. 年次更新対象者のうち7～8月年齢到達者の世帯員がいる者の確認、証の発送

7～8月年齢到達者の世帯員抽出	被保険者証作成(年次)年齢到達世帯員抽出 処理日 7月6日(月) ・ 還元日 7月8日(水)
-----------------	---

### (1) 抽出条件（条件1～2をともに満たす者）

【条件1】被保険者証作成（年次）で被保険者証を作成した者

【条件2】7月2日～9月1日に新たに資格を取得した世帯員が存在する被保険者

### (2) 対応方法

「被保険者証作成（年次）年齢到達世帯員リスト」を確認し、必要な被保険者には被保険者証を作成・発送してください。広域連合では、抽出リストを基に、納品された被保険者証から引抜きを行います。

8月年齢到達者が存在する世帯の方で、9月から負担割合が変わる被保険者は、年次更新証の引抜きを行っていますので、引き抜き対象者リストを合わせて確認し、証を作成、発送してください。

※ 年次証の回収入力及び履歴の追加は広域連合で行います。

平成 27 年 8 月 1 日交付日の被保険者証の回収年月日がスペースであっても引き抜き対象者である場合がありますので必ず発送簿等を確認してください。

※ 年次証の作成時点で未発行レコードが存在したため被保険者証を作成した被保険者については、PDFが還元されません。標準システムで被保険者証の履歴を追加し、作成してください。

11. 被保険者証(年次)印字データ作成、発送

印字データ作成	被保険者証(年次)印字データ作成 被保険者証交付簿作成
	処理日 7月3日(金) ・ 還元日 7月7日(火)
引き抜きリスト 作成 <small>詳細はP.2～3</small>	被保険者証(年次)引き抜きリスト作成
	処理日 7月9日(木) ・ 還元日7月10日(金) 被保険者証の対象者のうち6日～9日までに資格喪失、送付先、被保険者履歴等に変更があった者を抽出します。
引抜き調査票 <small>詳細はP.2～3</small>	7月9日(木)12時 提出期限 7月9日までに券面が変更される情報等について、オンライン入力が完了しない被保険者については、NWメールより引抜き調査票の提出が必要です。
発送	7月14日(火) 【通常分：広域連合 差出】【外字あり、その他：市区町村差出】 「引抜後発送簿」「引抜対象者リスト」は発送日にNWメールで還元します。

「被保険者証（年次）印字データ作成」の還元物

還元ファイル(FTP) ①保険証	外字なし 広域発送分 外字あり 市区町村発送分	後期高齢者医療被保険者証(外字なし)(年次) 後期高齢者医療被保険者証(外字あり)(年次)
<p>年次更新分として被保険者証を交付する者です。 外字なしは、広域連合より発送するため、券面等の内容確認や引抜き対象者調査票を作成する際に使用してください。 外字ありは広域連合より封入された被保険者証が納品されますので、補記の上、<u>市区町村より発送</u>してください。</p>		
還元ファイル(FTP) ②		負担区分未入力 CSV ファイル
<p>負担区分が未登録又は最新証の券面と変更が無い場合、被保険者証作成(年次)処理で被保険者証が作成されなかった者です。<u>負担区分が未登録となっている場合は、オンラインより負担区分判定を実施</u>してください。</p>		
還元ファイル(FTP) ③保険証リスト	外字あり 市区町村発送分	桁あふれ・未登録外字リスト (後期高齢者医療被保険者証(年次) JKA14Y00108071_KA90R100
<p>①の「後期高齢者医療被保険者証(外字あり)(年次)」に出力されている者を確認するためのリストです。</p>		
還元ファイル(FTP) ④交付簿	広域+市区町村 発送分	後期高齢者医療被保険者証交付簿 JKA14M00110001_KA14R003
<p>平成27年8月1日を交付年月日とした被保険者証が作成されている者です。①の「後期高齢者医療被保険者証(外字なし)(年次)」又は「後期高齢者医療被保険者証(外字あり)(年次)」のいずれかに出力されていることを確認してください。</p>		
還元ファイル(FTP) ⑤		被保険者証出力対象外(短期証・資格証)一覧 JKA14Y00108011_KA14R007
<p>短期被保険者証の交付予定者又は交付している者のため、被保険者証作成(年次)処理で被保険者証が作成されなかった者です。短期被保険者証の交付、更新予定者より除外した者が存在していないか確認してください。</p>		



## 12. 引き抜き後に証の発送が必要になった者の確認

**被保険者証引抜対象者証発行確認リスト【処理日は予定】**  
**処理日： 7月14日(火) ・ 還元日 7月16日(木)**

### (1) 出力対象者

- ・「被保険者証引抜きリスト」の対象者のうち、次の条件にあてはまる者を出力します。
- ① 「被保険者証引抜きリスト」処理日～「発行確認リスト」処理日に被保険者証が作成されていない者
- ② 「被保険者証引抜きリスト」処理日～「証発行確認リスト」処理日の間に、現在の負担割合と異なる被保険者証が作成された者

※ 引き抜き対象となった事由のうち、次の事由のみ発行確認リストの出力対象となります。

- ・ 内容変更 ・ 新規追加 ・ 送付先変更 ・ 未発行レコードの追加

### (2) 対応方法について

「被保険者証発行確認リスト」の対象者を確認し、被保険者証を発行しなければならない被保険者に証を発行してください。

ただし、引き抜きを行った者のうち「被保険者証発行確認リスト」で還元していない（発効期日や同一券面により引き抜いた）者もおりますので、合わせて「引抜き対象者リスト」にて確認し、発送等の対応をお願いいたします。

### (3) 被保険者証引抜対象者証発行確認リストの還元物

還元ファイル(FTP) ①確認リスト	外字なし	被保険者証発行確認リスト（外字なし） JKA14M9990001_JKKA1510_1_LLLLLL_99999999_X.csv
	外字あり	被保険者証発行確認リスト（外字あり） JKA14M9990002_JKKA1510_1_LLLLLL_99999999_X.csv
「被保険者証引抜きリスト」処理日～「発行確認リスト」処理日に被保険者証が作成されていない者		
還元ファイル(FTP) ②確認リスト	外字なし	被保険者証発行確認リスト（割合相違）（外字なし） JKA14M9990001_JKKA1510_2_LLLLLL_99999999_X.csv
	外字あり	被保険者証発行確認リスト（割合相違）（外字あり） JKA14M9990002_JKKA1510_2_LLLLLL_99999999_X.csv
「被保険者証引抜きリスト」処理日～「証発行確認リスト」処理日の間に、現在の負担割合と異なる被保険者証が作成された場合に出力されます。		

## 13. 年次更新証が発行されていない者の確認リスト

<b>処理名</b>	<b>被保険者証不出カリスト作成(臨時)</b>
<b>処理日</b>	7月 日( )
<b>還元日</b>	7月 日( )

8月以降有効な証が作成されていない者又は負担区分が相違している者を抽出します。

**IV. 限度額適用・標準負担額減額認定証 年次更新**

**1. 減額認定情報(一括発行対象者)の作成**

平成 27 年度減額認定情報の作成	限度額適用・標準負担額減額職権認定対象者抽出 限度額適用・標準負担額減額職権認定登録
処理日	6月6日(土)、6月27日(土)
還元日	6月9日(火)、6月30日(火)

減額認定情報の入力期間	6月9日(火)～ 7月9日(木)
-------------	------------------

平成 26 年度分の入力日	平成 27 年度も該当の場合
6/5まで	バッチで 27 年度減額認定情報が登録され、6/9 の対象者リストに出力 → 広域連合から発送
6/9から6/26	① 20～26 年度の交付情報があり、エラーの解消や所得情報の更新によって 27 年度の負担区分が登録された者 ② 申請を新たに受けて 26 年度の交付入力をした者  バッチで 27 年度減額認定情報が登録され、6/30 の対象者リストに出力 → 広域連合から発送
6/29～7/9	オンラインで 27 年度の認定情報を登録してください→広域連合から発送
7/10 以降	市区町村で 27 年度の減額認定証を作成

**(1) 減額認定情報の作成条件**

平成 20 年度から平成 26 年度の間減額認定証の認定・交付情報があり、平成 27 年 8 月 1 日以降も資格を有する者のうち、平成 27 年 8 月以降の負担区分が低 I、低 II と判定された者について、平成 27 年度の減額認定証の履歴を追加します。

<p>次の①から③の条件を満たす履歴通番最大の履歴の交付年月日が空白の場合に年次更新(一括登録)の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 減額認定区分が 0 (認定) である。</li> <li>② 取消年月日が空白である。</li> <li>③ 平成 27 年 6 月 1 日 ≤ 標準負担額認定年月日 ≤ 平成 27 年 8 月 1 日</li> </ul> <p><b>取消年月日について</b></p> <p>減額認定区分が 0 (認定) であっても取消年月日が空白以外の場合は、一括更新対象とはなりません。また、①から③の条件を満たし、取消年月日が空白のまま無効をチェックした場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請一覧」画面では申請情報が存在しませんが一括更新対象となります。</p>
--

(2) 「限度額適用・標準負担額減額職権認定登録」の還元物

限度額適用・標準負担額減額職権認定対象者抽出の結果を元に、平成 27 年度の減額認定証の申請情報の履歴を追加します。

還元ファイル(FTP) ①	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額職権認定対象者一覧 JKA12Y00106001_KA12R005
<p>平成 20 年度～平成 26 年度に減額認定証の交付履歴が存在し、かつ平成 26 年 8 月の負担区分が低 I 又は低 II であるため、職権により平成 27 年度も減額認定証の適用とした者を確認するリストです。</p> <p>同一世帯（職権認定登録者自身も含む）に所得未申告者が存在する職権認定登録者の情報は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額職権認定登録者一覧の「未申告者あり」のページに出力されます。</p>	

還元ファイル(FTP) ②	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額職権認定登録者一覧 JKA12Y00107001_KA12R005
<p>限度額適用・標準負担額減額認定証の職権認定を登録した者の情報を確認するリストです。同一世帯（職権認定登録者自身も含む）に所得未申告者が存在する職権認定登録者の情報は、「未申告者あり」のページに出力されます。</p>	

昨年度は該当なし・該当があった場合は NW メールでお送りします。

還元ファイル (NW メール)	限度額適用・標準負担額減額職権認定対象者エラー CSV ファイル JKA12Y0010700_KA12F006N
<p>職権認定の登録でエラーになった者を確認するリストです。</p>	

エラーコード	職権認定対象者エラー CSV ファイル エラー内容 / 対応方法 * 複数のエラーに該当した場合は、複数項目出力されます
E03	被保険者データベースに、被保険者番号が登録されていません。または、登録されているが、資格喪失しています。 被保険者の状況を確認し、職権認定の可否を判断してください。
E04	パラメータで指定した抽出対象負担区分年度の範囲内の標準負担額減額認定情報データベースに、被保険者番号が登録されていません。または、登録されているが、限度額適用・標準負担額減額を認定した情報が存在していません。 過去の限度額適用・標準負担額減額認定申請情報を確認し、職権認定の可否を判断してください。
E05	パラメータで指定した負担区分年度の標準負担額減額認定情報データベースに、限度額適用・標準負担額減額を認定した情報が存在しています。 職権認定登録処理が行われる前に、既に減額認定証の認定情報が平成 27 年度に存在した場合に出力されます。現在の職権認定状況を確認してください。
E06	パラメータで指定した負担区分年度の 8 月時点の負担区分が、低所得 I または低所得 II ではありません。 対象者の負担区分を確認した上で、職権認定の可否を判断してください。

## 2.長期入院該当者の申請情報の入力(平成 26 年7月からの入院分をカウント)

処理名	減額認定長期入院該当者確認者リスト作成
処理日	6月6日(土)、6月27日(土)
還元日	6月9日(火)、6月30日(火)

### (1) 長期入院日数としてカウントできる日数

<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月以前の12か月以内の入院日数</li> <li>・各保険者で低所得Ⅱ※の限度額適用認定を受けている期間中の入院日数 ※70歳未満の方は市町村民税非課税世帯者</li> <li>・前保険者での入院日数を含む</li> </ul>
--

### (2) 還元物の対応方法と抽出条件

次の条件のいずれにも該当する被保険者を長期認定該当者として、**限度額適用・標準負担額認定申請一覧**画面から入力を行ってください。

- ① 総診療実日数 (CO 列) が 91 日以上
- ② 減額認定証発行フラグが「1」(CP 列)

還元ファイル(FTP)	減額認定長期入院該当者確認者リスト JKA12M999001_JKKA1630
<p>●抽出対象</p> <p>限度額適用・標準負担額認定対象者一覧から、平成 27 年度の負担区分が低所得Ⅱである被保険者を抽出。</p> <p>●おもな出力項目 (詳細は次項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月の入院日数合計、月末時点の保険者番号、負担区分コード</li> <li>②平成 26 年度の減額認定交付情報 (交付履歴あり場合はフラグ「1」を立てる、最新レコードの発効期日)</li> </ul>	

#### \* 注意点

- ① 転院日は重複してカウントされます。同月内に複数の医療機関の入院レセプトがある場合には、単純な入院日数の合計のみ行っております。  
(例：11月1日～15日はA病院で、15日に転院し、11月15日～30日はB病院に入院した方の場合…リストでは11月の入院日数は31日と記載。月の暦より多い日数の表記がある場合はレセプトを確認し、マイナス1をして下さい。)

- ② 負担区分コードが「21」(低所得Ⅱ)以外の月は、入院レセプトの抽出は行われません。  
証発行発効期日年月日列には、減額認定証の証発行履歴通番が最大のデータが出力されます。

#### おもな負担区分コード

負担区分コード	負担区分
11	低所得Ⅰ(非課税)
21	低所得Ⅱ(非課税)
31	一般(基準収入額適用)
32	一般(課税)
34	一般(特定収入被保険者)
42	一定以上

(3) 減額認定長期入院該当者確認者リスト（保険者番号（支所）別）の出力項目

列	項目	列	項目	列	項目
A	帳票タイトル	AH	保険者番号 1	BO	レセプト枚数 7
B	処理日	AI	負担区分コード 1	BP	抽出年月 8
C	市区町村	AJ	診療実日数 1	BQ	保険者番号 8
D	広域連合	AK	レセプト枚数 1	BR	負担区分コード 8
E	行番号	AL	抽出年月 2	BS	診療実日数 8
F	地方公共団体コード	AM	保険者番号 2	BT	レセプト枚数 8
G	世帯番号	AN	負担区分コード 2	BU	抽出年月 9
H	被保険者番号	AO	診療実日数 2	BV	保険者番号 9
I	負担区分年度	AP	レセプト枚数 2	BW	負担区分コード 9
J	本人との関係	AQ	抽出年月 3	BX	診療実日数 9
K	申請区分	AR	保険者番号 3	BY	レセプト枚数 9
L	被保険者氏名	AS	負担区分コード 3	BZ	抽出年月 10
M	届出者氏名	AT	診療実日数 3	CA	保険者番号 10
N	申請理由	AU	レセプト枚数 3	CB	負担区分コード 10
O	前回適用区分	AV	抽出年月 4	CC	診療実日数 10
P	今回適用区分	AW	保険者番号 4	CD	レセプト枚数 10
Q	長期入院該当	AX	負担区分コード 4	CE	抽出年月 11
R	入院該当年月日	AY	診療実日数 4	CF	保険者番号 11
S	入院日数	AZ	レセプト枚数 4	CG	負担区分コード 11
T	入院期間（自）	BA	抽出年月 5	CH	診療実日数 11
U	入院期間（至）	BB	保険者番号 5	CI	レセプト枚数 11
V	認定理由	BC	負担区分コード 5	CJ	抽出年月 12
W	注意事項 1	BD	診療実日数 5	CK	保険者番号 12
X	注意事項 2	BE	レセプト枚数 5	CL	負担区分コード 12
Y	パラメータ負担区分年度	BF	抽出年月 6	CM	診療実日数 12
Z	パラメータ申請年月日	BG	保険者番号 6	CN	レセプト枚数 12
AA	パラメータ認定年月日	BH	負担区分コード 6	CO	総診療実日数
AB	パラメータ有効開始年月日	BI	診療実日数 6	CP	減額認定証発行フラグ
AC	パラメータ有効終了年月日	BJ	レセプト枚数 6	CQ	証発行履歴通番
AD	パラメータ抽出対象負担区分年度	BK	抽出年月 7	CR	証発行交付年月日
AE	未申告フラグ	BL	保険者番号 7	CS	証発行適用区分コード（漢字）
AF	未申告有無	BM	負担区分コード 7	CT	証発行発効期日年月日
AG	抽出年月 1	BN	診療実日数 7	CU	証発行長期入院該当年月日
				CV	回収年月日

(4) 5月以降の入院日数を加算することによって長期入院該当になることが判明した場合

確認者リストは平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月分の入院日数を抽出します。しかし、リストは 6 月時点が届いているレセプト情報を基に抽出を行うため、最大でも 4 月までのレセプト情報しか確認することが出来ません。後日、5 月以降の入院日数を加算することによって長期入院該当となることが判明した場合は、市区町村で長期入院の職権適用をして証を発行していただいてもかまいません。

(昨年度多かった質問です。)

### 3. 減額認定証申請情報の確認

処理名	減額認定証入力確認リスト作成
処理日	7月6日(月)
還元日	7月8日(水)

還元ファイル(FTP)	減額認定入力確認リスト JKA12M9990001_JKKA450
平成 27 年度の減額認定申請情報が登録されているリストです。入力内容を確認してください。	

### 4. 減額認定証の印字データ作成、発送

印字データ作成	<p><b>限度額適用・標準負担額減額認定証年次更新(一括発行)・交付簿作成</b>  <b>処理日 7月9日(木) ・ 還元日 7月 13日(月)</b>                  平成 27 年度の減額認定証申請情報の履歴のある、被保険者の減額認定証を一括で作成します。</p>
引き抜きリスト作成 <small>詳細はP.2～3</small>	<p><b>減額認定証引き抜きリスト作成</b>  <b>処理日 7月 16日(木) ・ 還元日 7月 17日(金)広域連合のみ還元</b>                  減額認定の対象者のうち 10 日～16 日に資格喪失、送付先、被保険者履歴等に変更があった者および、負担区分変更者を抽出します。(P.2 参照)</p>
引抜き調査票 <small>詳細はP.2～3</small>	<p><b>7月 16日(木)12時 提出期限</b>                  7月 16 日までに券面が変更される情報等について、オンライン入力が完了しない被保険者については、NWメールより引抜き調査票の提出が必要です。</p>
発送	<p><b>7月 21日(火)</b>  <b>【通常分：広域連合 差出】【外字あり、その他：市区町村差出】</b>                  「引抜後発送簿」「引抜対象者リスト」は発送日に NW メールで還元します。</p>

(1) 「限度額適用・標準負担額減額認定証年次更新(一括発行)・交付簿作成」の還元物

還元ファイル(FTP) ①	外字なし 納品分 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(外字なし)(保険者番号(支所)別) JKA12Y00105001_KA12R003_JKKA970 外字等あり 市区町村出力分 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(外字あり)(保険者番号(支所)別) JKA12Y00105002_KA12R003_JKKA980
減額認定証が作成された者です。 (外字なし) … CSV ファイルのみの還元となりますので、券面等の内容確認や引抜き対象者調査票を作成する際に使用してください。 (外字あり) …還元 PDF ファイルより減額認定証を出力し、住所、氏名等に補記したうえで案内文と一緒に発送してください。	
還元ファイル(FTP) ②	外字等あり 市区町村出力分 桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証) JKA12Y00105001_KA90R100
減額認定証(外字あり)に出力されている者を確認するためのリストです。	

還元ファイル(FTP) ③	後期高齢者医療限度額認定・標準負担額減額認定証交付簿 JKA20M00101001_KA20R001
平成 27 年度 8 月 1 日交付日の減額認定証が交付されている者です。	
還元ファイル(FTP) ④	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定未出力ファイル JKA12Y0010500_KA12F013N
資格を喪失している、または申請情報に登録されている有効期限が指定した期限より後の日付が設定されているため、減額認定証を作成しなかった者です。対応は不要です。	
還元ファイル(FTP) ⑤	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定未出力ファイル 2 JKA12Y0010500_KA12F015N
既に減額認定証が交付されているまたは申請情報に登録した後に <u>世帯番号の変更が伴う異動があったため、減額認定証を作成しなかった者</u> です。 異動後の世帯の負担区分が低 I または低 II の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請一覧」画面より申請情報に登録し、 <u>市区町村より減額認定証を案内文と一緒に送付</u> してください。	

(2) 引き抜き条件

1_資格喪失者	被保険者資格を喪失したため、減額認定証を引き抜いた者です。被保険者資格を喪失しているため対応は不要です。
2_市町村からの依頼	「引抜き対象者調査票」による依頼を受け、減額認定証を引抜いた者です。減額認定証を交付済みの者を除き、オンラインより減額認定証を作成し交付してください。
3_負担区分相違	被保険者の限度額適用・標準負担額減額適用申請情報と負担区分登録情報に相違がある、または減額認定証の年次更新（一括発行）処理以降に負担区分情報が更新されたため、減額認定証を引抜いた者です。変更後負担区分での減額認定証が必要である場合は、オンラインより減額認定証を作成し交付してください。
4_短期証該当者	短期証・資格証候補者状態区分が「交付済」となっているため、減額認定証を引抜いた者です。オンラインより減額認定証を作成し、短期証を交付する際に合わせて交付してください。なお、被保険者証の有効期限までに来庁しないために郵送する場合は、減額認定証も合わせて郵送してください。
5_送付先等変更	送付先情報が追加又は更新されたため、減額認定証を引抜いた者です。オンラインより減額認定証を作成し交付してください。
6_被保険者情報更新	被保険者情報が更新されたため、減額認定証を引抜いた者です。オンラインより被保険者情報と減額認定証の券面を確認し、更新後の情報での減額認定証が必要である場合は、オンラインより減額認定証を作成し交付してください。

## 5. 証の差し替えが必要となった者や、職権認定が可能となった者

処理名	限度額適用職権可能者・未発行者リスト作成(臨時)
処理日	7月23日(木)
還元日	7月27日(月)

職権認定登録以後に平成 26 年度の申請情報が入力されて職権認定可能となった者や、一括処理以降に広域内異動や区分変更等があり券面変更となった者等を確認するリストです。リストを基に、申請情報を登録し、減額認定証を発行し案内文と一緒に発送して下さい。

還元ファイル(FTP)	限度額適用職権可能者及び未発行者CSVファイル(保険者番号(支所)別) JKA14M9990001_JKKA1330
減額認定証が交付されていない又は適用区分や保険者番号が異なる減額認定証が交付されている者です。	



6. 参考資料:厚労省質問票(長期入院該当の算定、1月1日海外居住者の負担区分)

質問票

<p>疑義内容 (具体的に ご記入 ください)</p>	<p>平成26年5月22日付事務連絡「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正について」において、下記のとおり疑義が生じているため、確認及び回答をお願いします。</p> <p>①前保険者で市町村民税非課税等世帯(以下「非課税等世帯」という)に属していたことの判断について、前保険者で判定されていた負担区分等を調査するのか。または、現保険者での判定方法により、当時の世帯構成員等の所得状況等を所得照会等にて調査して判定するのか。</p> <p>②①にて、前保険者で判定されていた状況を調査する場合、調査方法及び根拠となる法令等を提示いただきたい。また、文書による照会をするのであれば、様式を合わせて提示いただきたい。</p> <p>③現在は「低所得Ⅱ」の世帯に属する期間が入院日数の算定対象となっているが、一部改正後は「低所得Ⅰ」の世帯に属する期間の入院日数も算定対象となるのか。</p> <p>④現在は限度額適用認定がされている期間に限定されて、長期該当の入院日数の算定対象となっているが、一部改正後は限度額適用認定がされていない期間の入院日数も算定対象となるのか。</p> <p>⑤前保険者や入院医療機関等に入院日数の照会を行うにあたり、確認方法及び照会の根拠となる法令等を提示いただきたい。また、文書による照会をするのであれば、様式を合わせて提示いただきたい。</p> <p>⑥今回の改正の適用期日は平成26年8月1日適用とあるが、被保険者からの長期該当申請を7月中に受理することに問題はないか。</p> <p>もし、問題がない場合、長期入院該当開始日は8月1日となり、7月中の入院に対して、長期入院該当による食事療養費の差額申請は該当しないと考えられるが問題ないか。</p>
<p>広域連合 の見解</p>	<p>事務連絡から読み取れない内容であり、かつ、全国統一的な対応が必要な事案と考えられるため、厚生労働省より、全国統一的な対応の提示をお願いしたい。</p>
<p>厚生労働 省の回答</p>	<p>① 前保険者で判定されていた負担区分である。</p> <p>② 前保険者での資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査方法 広域連合で適正に認定をできる方法で調査されたい。</li> <li>○根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第138条第2項が根拠法令となる。</li> <li>○照会様式 現在照会様式について示す予定はなく、意見として受け取る。</li> </ul> <p>③ 低Ⅱの認定をうけている期間における入院日数が算定対象となる。ただし、国民健康保険の70歳未満においては、低Ⅰに該当する区分がないため、市町村民税非課税世帯の認定を受けている期間が対象となる。</p> <p>④ <u>限度額適用認定を受けている期間の入院日数が算定対象となる。ただし、<a href="#">高齢者医療制度に関するQ&amp;A(平成21年9月分)問9</a>についての取扱いは変更しないため、<a href="#">差額支給が行われた期間についても長期該当の入院日数の算定対象とする。</a></u></p> <p>⑤ 入院期間の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査方法 ②に同じ。</li> <li>○根拠法令 保険者については、②に同じ。 医療機関にあたっては被保険者の同意に基づく調査になる。</li> <li>○照会様式 ②に同じ</li> </ul> <p>⑥ 一部改正については、8月1日以降の申請が対象となる。</p> <p>※②、④について、書類の添付がない場合、前保険者や入院医療機関への照会等により前保険者入日数を確認することも可能としたものであり、書類の添付が原則である。</p>

【照会ご担当者】

照会日	平成26年6月4日
所属	東京都広域連合保険部保険課資格係

高齢者医療制度に関するQ & A（平成21年9月分）【抜粋】

（問9）低所得者Ⅱに係る限度額適用認定を受けていない期間の食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額の減額について、認定を受けられなかったことがやむを得ないものとして特例による差額支給を認めた場合、当該差額支給を認めた期間における入院日数は、長期該当の判定に係る入院日数に含めるのか。

（答）

長期該当の判定に係る入院日数に含める。

なお、「高齢者医療制度に関するQ & A（4月分）」問8において、「認定証の発効期日欄に記載される日以降の入院日数を計算対象とする」としているが、差額支給を認めた場合には、認定証の発効期日にかかわらず、差額支給が行われた期間についても長期該当の認定に係る入院日数に含めることとなる。

質問票

疑義内容 （具体的 にご記入 ください）	1月1日に外国に居住していた者の負担区分についてお伺いします。 老人保健制度質疑応答集で、1月1日に外国に居住していた者は、一定所得以上非該当であつて、低所得区分にも該当しないとされています。 1 高齢者医療制度においても同様の取扱いとなるか。 2 0円の申告が提出された場合であっても、非課税とは扱わず、課税の扱いとなるか。 3 この取扱いは被保険者に限らず、世帯員であっても同様か。
広域連合 又は市町 村の見解	1について、老人保健制度における取扱いと同様に、国内源泉所得がない者に対しては、一般所得者として取り扱うことが適当である。 2について、簡易申告書については、保険料算定に用いるものであり軽減判定所得の元となる情報とはなるが、国内源泉所得がないので課税・非課税の判断はできないため、一般所得者として判定することが適当である。 3について、被保険者に限らず、世帯員についても同様の取扱いである。
厚生労働 省の回答	お見込みの通り。

【照会ご担当者】

照会日	平成27年2月23日
所属	神奈川県後期高齢者医療広域連合業務課資格係

## V. 年次証更新にかかる窓口受付の注意

### 1. 負担区分証明書の年度の追記について

負担区分等証明書は、8月1日を基準に年度が切り替わります。負担区分判定（年次）処理を実施してから異動日が7月31日までの場合、2年分の年度検索を行い、負担区分等証明書を発行してください。

負担区分証明書には年度の記載がありませんので、7月末までの期間に発行する際には、右上余白へ「平成●●年度分」と追記をお願いします。

### 2. 減額認定証の新規申請

申請入力日	27年度年次更新	対応
6/26まで	対象 27年度の申請情報はバッチで登録されます	
6/29～7/9	27年度分の申請情報をオンライン入力することによって対象	
7/10から	対象外	オンライン入力により <u>26年度と27年度</u> の減額認定証を交付してください。申請書には、二か年分の交付を行ったことの補記をお願いします。

### 3. 年次更新対象者の被保険者証再交付申請の対応(7月)

再交付申請日	対応	
7/1～7/3	<p>受療証対応もしくは、引抜き調査票で出してください。</p> <p>*この期間に再交付を行うと、「■割(7月31日まで●割)」の証ができますが、引抜きリストの抽出期間外となるため、引抜かれず、重複して交付してしまいます。</p>	27年度負担区分管理画面と最新証から判断してください。
7/6～7/9	<p>受療証対応もしくは、通常通りオンライン入力で再交付してください。</p> <p>*受療証対応の場合は、広域連合から年次更新証が発送されます。</p> <p>*オンライン入力で証を再交付した場合は、引き抜きリストの抽出対象となり、広域連合より年次更新証が引き抜かれます。</p>	証交付履歴から判断してください。
7/10～7/31	<p>受療証で対応してください。</p> <p>*広域連合から年次更新証が発送されます。重複しての交付を避けるため、年次更新証が発送される旨を案内し、受療証を交付してください。年次更新証を紛失した場合は、オンライン入力で証を再交付してください。</p>	

7月に年次更新対象者の受療証を交付する場合は期限を7月31日としてください。